

議案第 5 1 号

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年四万十町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。